

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年八月二十日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ山陽（仮称） デオデオ山陽店
所在地 赤磐郡山陽町下市二七七―一外

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 生活協同組合おかやまコープ
住所 岡山市奉還町一丁目七番七号
代表者の氏名 理事長 吉永 紀明
- (2) 名称 株式会社デオデオ
住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号
代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 生活協同組合おかやまコープ
住所 岡山市奉還町一丁目七番七号
代表者の氏名 理事長 吉永 紀明
- (2) 名称 株式会社デオデオ
住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号
代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年四月二日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六百二十平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 百六十六台
- (2) 駐輪場の収容台数 六十七台
- (3) 荷さばき施設の面積 三百四平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 九十四立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時
(ただし、株式会社デオデオは午前十時、ベーカリーは午前七時)
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後九時三十分
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後九時

二 届出年月日

平成十四年八月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十四年八月二十日から平成十四年十二月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課及び東備地方振興局総務振興部総務振興課